

## 住民訴訟の判決について

1 事件名 世田谷区便乗給食違法確認請求事件

2 当事者 原告 甲  
被告 世田谷区教育委員会

### 3 内容

原告は、令和3年1月7日付けで、地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求書を提出し、世田谷区立小・中学校に勤務する教職員等（給食指導教員等を除く）のうち児童・生徒と同じ給食（以下「特例給食」という。）を食している者から徴収する額に、光熱水費、人件費等が含まれていないことは、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実にあたる旨を主張した。

世田谷区監査委員による監査の結果、本件請求は理由がないものと認められ棄却された。原告は、監査結果に不服があるものとして、地方自治法第242条の2第1項3号に基づき、世田谷区立小・中学校の教職員に対し、学校給食に係る光熱水費、人件費等の徴収を怠っていることが違法であることの確認のための住民訴訟を提起した。

その後、被告を世田谷区教育委員会とした裁判の審理が行われ、令和4年3月23日、東京地方裁判所の判決言渡しがあったので報告する。

### 4 判決内容（要旨）

#### （1）主文

- ① 原告の請求を棄却する。
- ② 訴訟費用は原告の負担とする。

#### （2）理由

- ① 給食をどのように実施し、給食の実施を通じた教育的効果をどのように図っていくか、そのための費用のうち関連法令から一義的に定まるもののほか、誰からどの程度、どのように徴収するかという点については、被告の合理的な裁量に委ねられており、その裁量権の範囲の逸脱又は濫用がない限り、違法の問題を生ずることはないというべきである。
- ② 特例給食は、教職員等がその勤務する区立学校における児童・生徒が喫食する給食に相当する飲食物を実際に喫食することを通じて、児童・生徒の置かれている食に関する状況についての認識を共有し、給食を活用した食に関する指導を学校全体で連携して効果的に行うことに資するものであり、給食指導教職員等に限らず、その提供を受ける全ての教職員等との関係で、児童・生徒に提供される給食

と一体的に実施されるべきものとして位置付けることができるものといえる。

- ③ これらのことからすれば、被告において、特例給食に要する経費の負担につき、児童・生徒に提供される給食に要する経費の負担と同様の取扱いとすることは、その裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものということとはできない。

5 今後の対応

区としては、判決を受け入れる。